

質疑応答書

令和7年7月3日

事業者各位

会津若松市長 室 井 照 平

令和7年7月2日付で質問のありましたことについては、下記のとおり回答します。

記

案件名 校務用コンピュータ賃貸借

質問内容が多項にわたるため、次ページに記載します。

	質問事項	回答
1	賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することができない業務（物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等）について、当該業務を貴市から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよいか。	差し支えありません。 ただし、その場合は、標準賃貸借契約約款第3条第2項の規定によることとします。
2	前の質問（No.1）のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が貴市より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を貴市から受託するのではなく、貴市の指定または仕様書通りに物件を提供するために、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないか。（当社の発注は法的には再委託にはならないが、再委託の場合（前の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよいか。）	前項の回答のとおりです。
3	万一の想定となるが、予算の削減・減額により契約が変更又は解除となった場合において、当該辞典において残期間の残賃料が残存する場合、貴市にて残賃借料を負担していただけるか。	事案が発生した場合に、協議といたします。
4	予算削減等の影響により、過去、実際に契約を解約又は変更等を実施したケースはあるか。	過去において、実際に契約を解約又は変更したケースはありません。
5	賃貸借契約書第15条の任意解約規定により契約変更や契約解除となり残期間の残賃借料が残存する場合、同変更・解約の事由が受注者の責任に起因しない場合には、残賃借料の負担について別途協議していただくことは可能か。	事案が発生した場合に、協議といたします。
6	物件に付保する保険は、一般的な動産総合保険（時価ベース）への加入でよろしいか。 同保険は地震・津波・火山噴火・虫害・天災地変その他の不可抗力等による物件滅失又は毀損等について、保険適用の対象外となっている。保険適用外の事由による損害は、貴市にて負担いただけるか。	物件に付保する保険については、お見込みのとおりです。 保険適用外の事由による損害については、事案が発生した場合に、協議といたします。
7	本業務について、現時点では納入期限までの完了を予定しているが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日について別途協議させていただくことはできるか。（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性があるため、入札参加が困難である。）	生産・納期の遅延の原因・状況等を勘案し、事案が発生した場合に協議といたします。
8	落札後、貴市所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議いただくことは可能か。	本市があらかじめ示している契約条項等を、落札後において修正・変更することはできません。
9	当初予定の契約期間終了後、延長契約（再リース）を締結する予定はあるか。 延長契約（再リース）に移行する場合、同延長料金の金額は、別途協議を行うことは可能か。	契約期間終了後の再リースについては未定です。 なお、再リースを行う場合は、別途見積の提出を依頼いたします。
10	物件のデータ消去及び消去証明書の発行ではなく、物件の物理的破壊によるマニフェスト等の提出をもって代替させていただくことでよいか。	差し支えありません。
11	動産総合保険の付保期間については、付保期間は「賃貸借期間」との対応でよいか。	差し支えありません。
12	本件は賃貸人の業務内容に保守は含まれない契約との認識でよいか。	お見込みのとおりです。

13	リース会社にて入札参加を予定しているが、物件の納品保守・満了時のデータ消去業務について、物件の売主等に再委託を予定しており、賃貸人（リース会社）自らは直接情報セキュリティを扱う（触れる）ことがないので、同規定の充足は、賃貸人自らではなく、実際に扱う業者（物件の売主や保守会社）にて充足可能であれば差し支えないか。	差し支えありません。 なお、質問事項1の回答をご参照ください。
14	賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は課税扱い（賃貸借料には同費用分を含む。）との認識でよいか。	お見込みのとおりです。
15	動産総合保険を付保するのはハードウェアのみでよいか。 ソフトウェアについては動産総合保険は不付保でよいか。	お見込みのとおりです。
16	賃貸借契約書第11条に天災その他の不可抗力事由による物件全損の際、代替品の提供が不可能であるときは契約終了とある。契約終了の際の残賃借料は貴市にて負担いただけるか。もしくは、別途協議いただくことは可能か。	事案が発生した場合に、協議いたします。
17	また、上記質問に関連して、天災その他の不可抗力事由による物件全損の際に、受注者には代替品の提供義務があるということか。	受注者には、代替品の提供義務はありません。
18	本入札では、貴市が別途行った機種選定により機器等販売業者が決定しているため、契約書第7条に記載されている物件納入の責任は受注者には無いとの認識でよいか。 また、個人情報の保護に係る約款に記載されている受注者の責任も、貴市が選定した機器等販売業者が負担するものと判断してよいか。	物件納入の責任は、本件業務の受注者にはありません。 なお、本件業務の履行にあたって受注者が発注者の個人情報を知り得た場合などは、受注者は、個人情報の保護に係る約款の規定を遵守する必要があります。